

資料 3

大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と奈良県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は生駒市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、生駒市地域防災計画に基づき、甲が行う遺体の収容、火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において次に掲げる業務について、必要が生じた場合乙に対し協力を要請できるものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の確保並びに提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他遺体の処置に必要とする業務

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、同条各号に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙は甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は乙が実施した第2条各号に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の決定）

第5条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲、乙が協議して決定するものとする。

（実績報告並びに経費の請求）

第6条 乙は業務が完了したときは、速やかに業務実績を集計し、その実績を甲に報告するものとする。
2 乙は、前条に基づいて決定された金額を前項の実績報告とともに甲に対して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条第2項の規定により乙から請求を受けた場合には、請求書および実績報告書を受領してから30日以内に乙に経費を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は実施細目で別に定めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、本協定を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはいけない。

2 前項の義務は本協定が解除または終了した後も有効である。

（附則）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示が無いときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和2年12月25日

甲 奈良県生駒市東新町8-38

生駒市長

小林雅史



乙 奈良県大和高田市三和町5-37

奈良県葬祭業協同組合

理事長

鈴木勝士



大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社クーリエ（以下「乙」という。）は生駒市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、生駒市地域防災計画に基づき、甲が行う遺体の収容、火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において次に掲げる業務について、必要が生じた場合乙に対し協力を要請できるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の確保並びに提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他遺体の処置に必要とする業務

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、同条各号に掲げる業務を実施するものとする。

2 乙は甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は乙が実施した第2条各号に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の決定）

第5条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲、乙が協議して決定するものとする。

（実績報告並びに経費の請求）

第6条 乙は業務が完了したときは、速やかに業務実績を集計し、その実績を甲に報告するものとする。

2 乙は、前条に基づいて決定された金額を前項の実績報告とともに甲に対して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条第2項の規定により乙から請求を受けた場合には、請求書および実績報告書を受領

してから30日以内に乙に経費を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は実施細目で別に定めるものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、本協定を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはいけない。

2 前項の義務は本協定が解除または終了した後も有効である。

（附則）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示が無いときは、期間満了日の翌日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

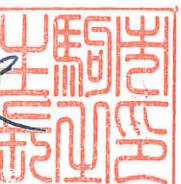
2. この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和3年1月12日

甲 奈良県生駒市東新町8-38

生駒市長

小紫雅文



乙 奈良県生駒市東生駒1丁目322番地

株式会社 クーリエ

代表取締役

奥村尚子

